

農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針

千葉県

第1 基本的な考え方

農林水産業は良質な食料を安定的に供給する働きのほか、その生産活動と農山漁村空間は県土・良好な環境の保全、自然学習機能、さらには人々へのうるおいや安らぎの提供などさまざまな公益的機能を担っています。

近年は、都市住民を中心に、農山漁村滞在型余暇活動（余暇を利用して農山漁村に滞在し、体験等を通じ農林漁業や自然などに親しもうとする動き）が見られます。一方、農山漁村地域において、都市住民との活発な交流は農林水産物の販路拡大など、地域活性化の有効な手段のひとつとなっています。

千葉県は三方を豊かな海に囲まれ、温暖な気候と自然に恵まれていることから、全国有数の農林水産物の産地であるとともに、首都圏に位置するという有利な立地条件もあって人・ものの交流を有効に活用した農林水産業が各地で積極的に展開されています。

また、美しい自然環境に加え、豊富な歴史的・文化的観光資源やレジャー施設等の観光資源に恵まれていることから多くの人々が本県を訪れており、「千葉県新観光基本計画」のもとに、心から楽しめる観光地づくりに取り組んでおります。

このような千葉県の恵まれた諸条件を活かし、「千葉県新観光基本計画」との調和を図りつつ、農山漁村地域における文化・人々の交流等滞在型余暇活動の健全な発達を促進し、都市住民等の多様なニーズに応えゆとりある県民生活の実現に寄与するとともに、農林水産業の振興と農山漁村地域の活性化を図るため、本基本方針を定めるものとします。

第2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項

(1) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方

「千葉県21世紀農業展望構想」の実現に向けて、農業を魅力ある産業として携わる人々と、自然とのふれあい・心のふれあいを求める人達の、多様なニーズに応えられ、農業・農村に対する理解の深まりと農村の活性化が図られるような性格・機能を有する地域の整備をめざすこととします。

- ① 豊かな自然環境の保全や秩序ある土地利用に対する配慮がなされ、農村滞在型余暇活動を行なうのにふさわしい良好な農村景観が形成されること。
- ② 農村滞在型余暇活動の機能の整備が農業や関連産業の振興に寄与し、就業機会の確保、農業所得の向上など、地域の活性化が図られること。
- ③ 地域の自然、文化等諸資源を活かし、独自性に満ちた多様な余暇活動の場の提供がなされること。

④ 農業・農村に関する体験施設、宿泊施設等が総合的に整備され、地域の農業者による農業体験指導等、質の高いサービスの提供が行われること。

(2) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方

農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備は、次の事項に留意しつつ、計画的・一体的な整備に努めるものとします。

- ① 地域資源及び農業者等地域住民の主体性と創意工夫を最大限に活用すること。
- ② 農産物の販売促進、農産加工品の開発・生産等、地域の農業及び関連産業等の振興に努めること。
- ③ 自然環境の保全・農業の健全な発展・居住機能等との調和に配慮すること。
- ④ 施設等の利用者の安全の確保や農業に対する理解の促進、及び農作業体験施設等の効率的な運用を図るため、農作業体験等の指導や施設の運営等を行う人材の活用・育成に努めること。
- ⑤ 農村滞在型余暇活動の場にふさわしい景観形成や優良農地の維持・保全等を図るため、地域の農業者等との調整の上、土地利用関係法令の適切な運用等により秩序ある土地利用の推進に努めること。
- ⑥ 地域の農業者や農業団体、市町村等関係者の連携のもと、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備について組織的かつ効果的な実施に努めること。

2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な措置を講ずべき地区の設定に関する事項

農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な措置を講ずべき地区（以下「整備地区」という。）は、次の要件を満たす地域とします。

- ① 整備地区が農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された農業振興地域内にあること。
- ② 農用地等が整備地区内の土地の相当部分を占め、かつ、適正に管理され有効に利用されていること。
- ③ 自然環境の保全等に配慮がなされ、農業生産の場とその周囲の環境とが相まって、良好な農村の景観が形成されていること。
- ④ 農村滞在型余暇活動において役割を發揮できる人材がおり、活動への取組みに対する意識が高く、地域の所得・就業機会の確保の視点から、整備の効果が見込まれること。

3 整備地区における農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地利用に関する事項

(1) 整備地区における土地利用の基本的な方針

農用地その他の農業資源の有する多面的な機能の十分な發揮を図るとともに、良好な農村景観の確保を図ることにより、農村滞在型余暇活動に資するための農業資源の保健機能を増進することとします。

(2) 土地の利用の方針

良好な農村景観の保全、農作業体験の場の設定など農用地等の保全・利用に関する協定等を活用することとします。

4 整備地区における農作業体験施設等の整備に関する事項

農作業体験施設等の整備に当たっては、次の事項に留意して行うものとします。

- ① 農業者等自ら創意と工夫を凝らし、地域の特性や自然条件等を活かした施設等の整備に努めること。
- ② 都市住民等のニーズに対応するとともに、利用を通じ農業・農村に対する理解を深められるような施設等の整備に努めること。
- ③ 四季を通じて効率的な利用が図られるよう機能・内容等について十分検討すること。
- ④ 地域の自然環境の保全や農業生産活動との調和、良好な景観や生活環境等の保持・形成、秩序ある土地利用にも十分配慮すること。
- ⑤ 地域住民の意向を十分反映することとし、特に、女性・高齢者等の能力が発揮できるよう配慮すること。
- ⑥ 既存の施設等の調和・連携を図ること。

5 その他農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

- (1) 農業振興地域整備計画等、農業振興または農村整備に関する計画との調和を図るものとします。
- (2) 整備地区間の連携に配慮するものとします。
- (3) 地区の関係者の連携による取り組みを推進し、農業体験サービス水準の統一・向上、農作業体験施設等の効率的かつ効果的な運営と地域農産物の販売促進等を図るものとします。

第3 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項

(1) 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方

「千葉県みどりの基本構想」の実現に向け、林産物生産と併せて、人々のレクリエーション志向の高まりなどを背景とした多面的な森林の利用に答えられ、林業・山村に対する理解の深まりと山村の活性化が図られるよう次のような性格・機能を有する地域の整備をめざすこととします。

- ① 豊かな自然環境に恵まれた山村の美しさや空間的ゆとりを十分に活かしながら、森林の持つ多様な機能が発揮されるような森林資源が整備され、山村滞在型余暇活動を行なうのにふさわしい良好な山村景観が形成されること。
- ② 山村滞在型余暇活動の機能の整備が林業や関連産業の振興に寄与し、就業機会の確保、林業所得の向上など、地域の活性化が図られるとともに、国土の保全等

森林の持つ多面的機能が高度に発揮される森林・林業地域が形成されること。

- ③ 地域の自然、文化等諸資源と森林の持つ保健機能を活かし、独自性に満ちた多様な余暇活動の場の提供がなされること。
- ④ 林業・山村に関する体験施設、宿泊施設等が総合的一体的に整備され、地域の林業者による体験指導等質の高いサービスの提供が行われること。

(2) 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方

山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備は、次の事項に留意しつつ、計画的・一体的な整備に努めるものとします。

- ① 地域資源及び林業者等地域住民の主体性と創意工夫を最大限に活用すること。
- ② 林産物の販売促進、林産加工品の開発・生産等、地域の林業及び関連産業等の振興に努めるとともに、地域の林業に関する認識・理解と森林整備に対する積極的な協力・参加の推進を図ること。
- ③ 都市住民等の余暇活動と地域の森林の保全・整備及び林業生産活動と地域社会活動との調和に努めること。
- ④ 森林施業等の体験については、地質、地形、気象、植生等を勘案して、体験区域を選定するとともに、区域の明示、作業内容や手順についての適切な指導等、快適で安全な体験をするための措置に努めること。
- ⑤ 林業体験における利用者の安全の確保や林業に対する理解の促進、及び林業体験施設等の効率的な運営を図るため、森林・林業体験等の指導・案内や施設の運営等を行う人材の活用・育成に努めること。
- ⑥ 地域の森林所有者、森林組合等の意向を勘案して、森林の保健機能の増進に関する特別措置法に基づき、森林の施業と森林保健施設の計画的かつ一体的な整備を図るなど森林の多面的な機能の高度発揮に努めること。
- ⑦ 地域の林業者や林業団体、市町村関係者の連携のもと、山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備について組織的かつ効果的な実施に努めること。

2 山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に関する事項

山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に当たっては、次の事項に留意して行うものとします。

- ① 林業者等自ら創意と工夫を凝らし、地域の特性や自然条件等を活かした施設等の整備に努めること。
- ② 都市住民等のニーズに対応するとともに、利用を通じ林業・山村に対する理解が深められるような施設等の整備に努めること。
- ③ 四季を通じて効率的な利用が図られるよう機能・内容等について十分検討すること。
- ④ 地域の自然環境の保全や林業生産活動との調和、良好な景観や生活環境等の保持・形成に十分配慮すること。

- ⑤ 地域住民の意向を十分反映することとし、特に、女性・高齢者等の能力が発揮できるよう配慮すること。
- ⑥ 既存の施設等との調和・連携を図ること。
- ⑦ 森林法等関係法令と適正な調整を行うこと。

3 その他山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

その他山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に当たっては、次の諸点に留意して行うものとします。

- ① 森林法等関係法令及び地域森林計画、市町村森林整備計画その他林業の振興又は山村の整備に関する計画との調和を図りつつ、森林地域の生物資源の保全、その他周辺環境の整備等に努めること。
- ② 地域の関係者の連携による取り組みを推進し、林業体験施設等の効率的かつ効果的な運営と地域林産物の販売促進等を図ること。

第4 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項

(1) 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方

「千葉県水産業振興ビジョン」の実現に向けて、増大する海洋性レクリエーションの需用に応えられ、漁業・漁村に対する理解の深まりと漁村の活性化が図られるよう次のような性格・機能を有する地域の整備をめざすこととします。

- ① 豊かな漁場と安らぎある漁村空間を十分に活かし、都市住民等に漁業の体験その他漁業に対する理解を深めるための多様な余暇活動の提供が可能となるよう、良好な自然的環境を有する漁場及び漁村滞在型余暇活動を行うのにふさわしい良好な漁村景観が形成されること。
- ② 漁村滞在型余暇活動の機能の整備が、漁業や関連産業の振興に寄与し、就業機会の確保、漁業所得の向上など、地域の活性化が図られること。
- ③ 地域の自然、文化等諸資源を活かし、独自性に満ちた多様な余暇活動の場の提供がなされるとともに、地域の漁業者等により安全に対する配慮がなされた質の高い漁業体験等サービスの提供が行われること。
- ④ 漁業・漁村に関する体験施設、宿泊施設等が総合的一体的に整備されること。

(2) 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方

漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備は、次の事項に留意しつつ、計画的・一体的な整備に努めるものとします。

- ① 地域資源及び漁業者等地域住民の主体性と創意工夫を最大限に活用すること。
- ② 漁村滞在型余暇活動のための機能の整備が地域の有機的な結びつきのもとに水産物の販売促進、水産加工品の開発・生産等、地域の漁業及び関連産業の振興に寄与するよう配慮すること。
- ③ 漁場の適正、円滑な利用を図る等地域の漁業者と調整のもと、優良漁場環境の

維持・保全に努めつつ関係法令の適切な運用等により、地域の漁業生産活動との調和ある共存に配慮した整備推進に努めること。

- ④ 漁業体験等における利用者の安全の確保や漁業に対する理解の促進と漁業体験施設等の効率的な運営を図るため、体験等の指導や施設の運営等を行う人材の活用・育成に努めること。
- ⑤ 地域の漁業者や漁業団体、市町村等関係者の連携のもと、漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備について組織的かつ効果的な実施に努めること。

2 漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に関する事項

漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に当たっては、次の諸点に留意して行うものとします。

- ① 漁業者等自ら創意と工夫を凝らし、地域の特性や自然条件等を活かした施設等の整備に努めること。
- ② 都市住民等のニーズに対応するとともに、利用を通じ漁業・漁村に対する理解を深められるような施設等の整備に努めること。
- ③ 四季を通じて効率的な利用が図られるよう機能・内容等について十分検討すること。
- ④ 地域の自然環境の保全や漁業活動との調和、良好な景観や生活環境等の保持・形成に十分配慮すること。
- ⑤ 地域住民の意向を十分反映することとし、特に、女性・高齢者等の能力が発揮できるよう配慮すること。
- ⑥ 既存の施設との調和・連携を図ること。
- ⑦ 漁業法等関係法令と適正な調整を行うこと。

3 その他漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

その他漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に当たっては、次の事項に留意して行うものとします。

- ① 漁港整備計画等、漁業振興または漁村整備に関する計画との調和を図りつつ、地域の生物資源の保全、その他周辺環境の整備等に努めること。
- ② 地域の関係者の連携による取り組みを推進し、漁業体験施設等の効率的かつ効果的な運営と地域水産物の販売促進等を図ること。

第5 その他

1 交流人口の安定確保

施設等の運営や誘客に工夫を凝らすとともに、都市側の自治体、企業、団体との連携交流や都市住民等への積極的なPR活動等により年間を通じた交流人口の確保に努めるものとします。

2 市町村間の連携活動の推進

市町村間の連携による都市側への情報提供、誘客等を行うなど、効果的な取組を行うものとします。

3 国際化への対応

PR パンフレットや施設案内に、外国語による表記を併記するなどわかりやすい表現に配慮するものとします。

4 支援体制の整備

市町村は、関係機関及び農林漁業団体、観光団体等から構成する農山漁村滞在型余暇活動の支援組織を設置する等、農業者等の取り組みの支援に努めるものとします。